

第八回国会 法務委員会 議 録 第二号

昭和二十五年七月十四日

押谷 富三君 北川 定務君
田嶋 好文君 中村 又一君
猪俣 浩三君
が理事に当選した。

昭和二十五年七月十八日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員 安部 俊吾君

委員 渡部 武三君

委員 猪俣 浩三君

委員 鍛冶 良作君

委員 高橋 英吉君

委員 松本 弘君

委員 田万 廣文君

委員 梨大次郎君

出席政府委員

法務政務次官 高木 松吉君

委員外の出席者

検事 高橋 一郎君

(検務局長)

最高裁判所事務総長 五鬼 上堅警君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

七月十七日

委員石井繁丸君辞任につき、その補欠として足鹿覺君が議長の名目で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

小委員会設置に関する件

小委員及び小委員長選任

土地合帳法等の一部を改正する法律案内閣提出(第二号)

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出第六号)(予)

人権擁護に関する件

○安部委員長 これより会議を開きます。

本日の議事日程に入ります前に、去る十四日の委員会におきまして協議決定し、議長に提出いたしました国政調査承認要求書は、十五日議長において承認されましたことをお知らせ申し上げます。

本日の議事日程は、土地合帳法等の一部を改正する法律案、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案及び人権擁護に関する件であります。まず土地合帳法等の一部を改正する法律案について、政府の提案理由の説明を聴取することにいたします。

土地合帳法等の一部を改正する法律案

土地合帳法等の一部を改正する法律

第一条 土地合帳法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

「政府を登記所に改める。

土地合帳法目次中「第二章 賃貸価格の調査及び決定」を削り、

「第三章」を「第二章」に改め、「第四章 審査、訴訟及び訴訟」を削り、「第四章の二」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める。

第一条中「明確に把握し、地租の課税標準たる土地の賃貸価格の均衡適正を図るを」を「明確にする」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の登録の事務は、当該土地につき登記の事務を掌る登記所が、これを掌る。

第三条第二項中第一号及び第二号を次のように改め、第四号中「鉄道用地、軌道用地」を削り、第七号中「命令」を「政令」に改める。

一 都道府県、特別市、京町村、特別区、これらの組合又は財産区の所有する土地

二 国又は都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合若しくは財産区が公用又は公共の用に供する土地

第四条中「地積及び賃貸価格」と及び地積に改め、同条但書を削る。

第五条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 土地合帳には、第五条の規定により登録すべき事項の外地方税法(昭和二十五年法律第 号)第四百三十六條の規定により市町村長が通知した土地の価格を記載するものとする。但し、第二種地については、この限りでない。

第十条中「地積及び賃貸価格」と及び地積に「若しくは」を「又は」に改め、「又は申告を要しない」ときを削る。

「第二章 賃貸価格の調査及び決定」を削る。

「第一種地について」を加え、同条に次の一項を加える。

第二種地について地目変換をなしたときは、土地所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十三條中「及び賃貸価格」を削る。

第三十四條中「賃貸価格」を「地目」に改める。

第四章を削る。

第三十七條の二を第三章とする。

第三十七條の二(以下土地改良事業施行者と総称する)を削り、同条を第三十五條とする。

第三十七條の三を削る。

第三十七條の四(第二十三條、第二十四條、)を削り、「第三十條」を「第二十九條」に改め、同条を第三十六條とする。

第三十七條の五を削る。

第三十七條の六第一項中「地積及び賃貸価格」と及び地積に改め、同項但書及び同条第二項を削り、同条を第三十七條とする。

第五章を第四章とし、同章中第三十八條の前に次の三條を加える。

第三十七條の二 土地合帳に登録された者は、その住所又は氏名若しくは名称に変更を生じたときは、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十七条の三 何人でも、手数料を納めて、土地台帳の閲覧又はその謄本の交付を請求することができ

前項の手数料の額は、物価の情況、土地台帳の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第三十七条の四 市町村は、その市町村内の土地につき、土地台帳の謄本を備えなければならない。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条 この法律に特別の定がある場合の外、土地台帳に登録した事項に変更を生じたときは、その登録を修正する。

登記所は、土地台帳の登録に誤があることを発見したときは、これを訂正しなければならない。

第三十九条 登記所は、あらたに土地台帳に登録したとき又は土地台帳の登録を修正し若しくは訂正したときは、十日以内に、その登録又は修正若しくは訂正にかかる事項を当該土地の所在地の市町村長に通知しなければならない。

前項の場合には、登記所は、法務府令の定めるところにより、同項に規定する事項を当該土地の所有者（当該土地が、質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的となつてゐる場合には、質権者又は地上権者を含む。）に通知しなければならない。

の規定により申告をなすべき場合において、申告前に土地所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的たる土地に關し第十八条、第十九条、第三十二条又は前条の規定によりなすべき申告については、土地台帳に登録された質権者又は地上権者を土地所有者とみなす。

第四十一条の次に次の二条を加える。

第四十一条の二 法令により登記名義人又はその相続人に代り不動産の表示若しくは登記名義人の表示の変更の登記又は相続による権利の移転の登記を申請し又は嘱託する場合において必要があるときは、その登記の申請又は嘱託をなすべき者は、登記名義人又はその相続人に代りこの法律による申告をすることができ

第四十一条の三 この法律の規定による申告は、当該土地の所在地の市町村長を経由してすることもできる。但し、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十九条ノ二又は第八十条ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書が登記所に提出されたものとみなす。

第四十二条に次の一項を加える

前項の規定による検査又は質問をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 東京都の区に存する区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に關する規定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十六条第一項の規定により特別区が特別区税として固定資産税を課する場合には、当該特別区においては、それぞれ特別区又は特別区の区長に準用する。

全部事務組合については、これを一町村とみなしてこの法律を適用する。

第四十三条の次に次の三条を加える。

第四十三条の二 土地の所有権、質権又は地上権の得喪変更に關する事項は、左に掲げる場合を除く外、その登記をした後でなければ、土地台帳にこれを登録しない。

一 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき
二 未登記の土地が収用されたとき
三 未登記の土地が土地台帳に登録することを要しない土地となつたとき
四 土地が滅失したとき

前項に規定する事項につき登記をしたときは、登記所は、これに

基き所要の事項を土地台帳に登録しなければならない。

第四十三条の三 収用により未登記の土地の所有権を取得したときは、起業者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第四十三条の四 この法律に定めるものの外、土地台帳の登録に關する細則その他この法律の執行に關して必要な事項は、法務府令でこれを定める。

第六章を第五章とする。

第四十五条中「第四十二条」の下に「第一項」を加え「五百円以下の罰金」を六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条中「第三十二条又は第四十条の規定により」を「第三十二条第一項又は第四十条第一項の規定により」に、「二百円」を「一万円」に改める。

前項の登録の事務は、当該家屋につき登記の事務を掌る登記所が、これを掌る。

第三条第一項中「及び質賃価格」を削り、同条第三項中「部分があるとき」の下に「又は第五条の規定により家屋の価格を記載しない部分」と同条の規定により家屋の価格を記載すべき部分とあるとき」を加え、同条第四項を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条 登記所は、家屋台帳を備え、左の事項を登録する。

一 家屋の所在
二 家屋番号
三 種類、構造及び床面積
四 所有者の住所及び氏名又は名称

第五条 家屋台帳には、前条の規定により登録すべき事項の外、地方税法（昭和二十五年法律第 号）第四百三十六条の規定により市町村長が通知した家屋の価格を記載するものとす。但し、同法第三百四十八条の規定により地方税を課することができない家屋については、この限りでない。

第六条 家屋の異動があつた場合においては、家屋番号、種類、構造及び床面積は、家屋所有者の申告により、申告がないとき又は申告を不相当と認めるときは、登記所の調査により、登記所がこれを定める。

第二章 質賃価格の調査及び

決定」を削る。

第七條から第十三條までを次のように改める。

第七條乃至第十三條 削除

第三章を第二章とし、同章を次のように改める。

第二章 家屋の異動

第十四條 家屋合帳に登録すること
を要しない家屋の全部若しくは一部が家屋合帳に登録すべきものとなつたとき、第五條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋を建築し若しくは増築したとき又は同條の規定により家屋の価格を記載しない家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載すべきものとなつたときは、家屋所有者は、一箇月以内にその旨を登記所に申告しなければならぬ。

第十五條 第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋を建築し若しくは増築したとき、同條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載しないものとなつたとき又は家屋が滅失したときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならぬ。

第十六條 前二條に規定する場合の外、家屋の所在、種類若しくは構造の変更又は床面積の減少があつたときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならぬ。

第十七條 一個の家屋を数個の家屋とし又は数個の家屋を一個の家屋としようとするときは、家屋所有

者は、これを登記所に申告しなければならぬ。

第十八條 削除

「第四章 審査、訴訟及び訴訟」を第三章 雑則に改める。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條 第十四條の規定により申告をなすべき場合において、同條に定める申告期限内に家屋所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告で所有者の変更があつた時にまだなしていなかつたものは、所有者の変更があつた日から一箇月以内に、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第十五條又は第十六條の規定により申告をなすべき場合において、申告前に家屋所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第二十條 この法律の規定による申告は、当該家屋の所在地の市町村長を経由してすることもできる。但し、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十九條ノ二、第九十二條ノ二又は第七條ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書が登記所に提出されたものとみなす。

第二十一條を削る。

「第五章 雑則」を削る。

第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十四條に次の一項を加へ、

同條を第二十一條とする。

前項の規定による質問又は検査をなすときは、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならぬ。

第二十五條を第二十二條とし、同條を次のように改める。

第二十二條 土地合帳法(昭和二十二年法律第三十号)第三十七條の二、第三十八條、第三十九條、第四十一條の二、第四十三條の二及び第四十三條の三の規定は、家屋合帳の登録に關し、同法第三十七條の三の規定は、家屋合帳の閲覧又はその謄本の交付の請求について、同法第三十七條の四の規定は、家屋合帳の謄本について、同法第四十三條の規定は、この法律の適用について、これを準用する。第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十三條 この法律に定めるものの外、家屋合帳の登録に關する細則その他この法律の執行について必要な事項は、法務府令でこれを定める。

第二十六條を第二十四條とする。

第六章を第四章とする。

第二十七條中「第二十四條」を「第二十一條第一項」に、「五百円以下の罰金」を「六月以下の懲役又は十万円以下の罰金」に改め、同條第二十五條とする。

第二十八條を削る。

第二十九條中「第十四條」の下に「又は第十九條第一項」を加へ、「二百円」を「一万円」に改め、同條を第

二十六條とする。

附則第五條から第九條までを削る。

第三條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條ノ二 土地合帳法第三十七條の二(家屋合帳法第二十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル土地合帳又ハ家屋合帳ニ登録セラレタル者ノ住所又ハ氏名若クハ名稱ノ変更ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ登記名義人ノ表示ノ変更ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス

第四十九條に次の二號を加へる。

十、第七十九條、第九十一條、第一百零五條第一号又ハ第六十六條第一号ノ規定ニ依リ登記ヲ申請スル場合ニ於テ申請書ニ記載シタル事項ガ土地合帳又ハ家屋合帳ト符合セザルトキ

十一、登記ノ申請ガ次条ノ規定ニ反スルトキ

第四十九條の次に次の一條を加へる。

第四十九條ノ二 登記簿ニ掲ゲタル不動産ノ表示ガ土地合帳又ハ家屋合帳ト符合セザル場合ニ於テハ其不動産ノ所有權ノ登記名義人ハ不動産ノ表示ノ変更ノ登記ヲ為スニ

非ザレバ当該不動産ニ付他ノ登記ヲ申請スルコトヲ得ズ

登記簿ニ掲ゲタル登記名義人ノ表示ガ土地合帳又ハ家屋合帳ト符合セザル場合ニ於テハ其登記名義人ハ登記名義人ノ表示ノ変更ノ登記ヲ為スニ非ザレバ当該不動産ニ付他ノ登記ヲ申請スルコトヲ得ズ

第八十條中「記載シ且土地合帳謄本ヲ添附スルコトヲ要ス」を「記載スルコトヲ要ス」に改める。

第八十條の次に次の一條を加へる。

第八十條ノ二 土地合帳法第十八條、第十九條若クハ第三十二條ノ規定ニ依ル申告ニシテ地目ノ變更ニ關スルモノ、同法第十九條ノ規定ニ依ル土地ノ滅失ノ申告又ハ同法第二十六條ノ規定ニ依ル土地ノ分筆若クハ合筆ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ地目ノ變更、土地ノ滅失又ハ土地ノ分合ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ拘ラズ土地ノ新番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十條を次のように改める。

第九十條 第八十條ノ二ノ場合ニ於テハ登記簿ノ記載ハ土地合帳ノ登録アリタル後之ヲ為スエトヲ要ス前項ノ場合ニ於テ土地ノ番号ノ變更アリタルトキハ土地合帳ニ基キ登記簿ニ新番号ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十一條第一項中「其番号」の下に「種類」を加へる。

第九十二条中、「新番号」の下に、「新種類」を加え、「記載し且建物ノ番号ノ変更ノ登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外家屋台帳原本ヲ添付スルコトヲ要ス」と記載スルコトヲ要ス」に改める。

第九十二条の次に次の一条を加える。

第九十二条ノ二 家屋台帳法第十四条若クハ第十五条ノ規定ニ依ル附屬家屋ノ建築、家屋ノ増築若クハ滅失ノ申告、同法第十六条ノ規定ニ依ル家屋ノ所在、種類若クハ構造ノ変更若クハ床面積ノ減少ノ申告又ハ同法第十七条ノ規定ニ依ル家屋ノ合併若クハ分割ニ關スル申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税法第二条第一項第二十号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ附屬建物ノ新築、建物ノ建坪ノ増減、建物ノ滅失、其敷地ノ番号、其種類若クハ構造ノ変更又ハ建物ノ分合ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ拘ラズ新家屋番号ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九十三条中「其構造」を「其種類若クハ構造」に改める。

第九十二条中「附屬建物」の下に「種類若クハ」を加える。

第九十二条ノ二を次のように改める。

第九十二条ノ二 行政區画又ハ字ノ変更ニ伴ヒ土地ノ番号又ハ家屋番号ノ変更アリタルトキハ登記所ハ遷移ナク土地台帳又ハ家屋台帳ニ基キ登記用紙中表示欄ニ変更ノ登記ヲ

為スコトヲ要ス

第九十二条ノ二を次のように改める。

第九十二条ノ二 第九十二条ノ二ノ場合ニ於テハ登記簿ノ記載ハ家屋台帳ノ登録アリタル後之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ家屋番号ノ変更アリタルトキハ家屋台帳ニ基キ登記簿ニ新家屋番号ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五条第一号を次のように改める。

一 土地台帳ニ自己又ハ被相続人が所有者トシテ登録セラレタル者

第九十六条第一号を次のように改める。

一 家屋台帳ニ自己又ハ被相続人が所有者トシテ登録セラレタル者

第九十七条の次に次の一条を加える。

ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テハ家屋台帳ニ基キ登記簿ニ家屋番号ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十条中「規定ニ依リテ証明ヲ為スコトヲ要セズ」を「規定ニ依ルコトヲ要セズ」に改める。

第四条 不動産登記法中改正法律（昭和十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削る。

第五条 法務府設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第八号第三項中第五号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第五号として次の一号を加える。

五 土地台帳及び家屋台帳に關する事項

第十三条の二第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

家屋については、当分の間、政令の定めるところにより家屋台帳法を適用しないことができる。

（土地台帳法及び家屋台帳法に關する経過規定）

4 従前の土地台帳、家屋台帳及びその副本は、改正後の規定による土地台帳、家屋台帳及びその副本とみなす。

5 従前の土地台帳法又は家屋台帳法によつてした審査の請求、訴訟及び訴訟に關しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 従前の土地台帳法又は家屋台帳法により賃貸価格を定めるべき旨の定のある土地又は家屋で改正後の土地台帳法第九條の規定により土地の価格を記載しない土地又は改正後の家屋台帳法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋となつたものについては、当該土地又は家屋の所有者は、政令で定める事項を登記所に申告しなればならない。

8 この法律の施行の際登記用紙中表示欄に家屋番号の記載のない建物で家屋台帳に登録されているものについては、この法律の施行後最初に登記をする場合には、登記官又は、家屋台帳に基き同欄に家屋番号を記載しなければならぬ。

9 第二項の規定により家屋台帳法を適用しない建物に關する登記については、当分の間、なお従前の例による。

10 家屋台帳に登録することを要しない建物が家屋台帳に登録すべきものとなつたときは、登記官又は、家屋台帳に基き登記用紙中表示欄に家屋番号を記載しなければならぬ。

○高木政府委員 土地台帳法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在の土地台帳及び家屋台帳は、土地家屋の状況を明らかにし、地租及び家屋税を徴収するために必要な事項を登録する課税台帳であり、同時に、地籍、家屋籍に關する台帳といたしまして、不動産登記制度の基礎となつてゐるのであります。しかるにこの土地台帳及び家屋台帳に登録する賃貸価格の調査決定は、税務署においてこれを行うこととなつておりました関係上、その台帳の事務は税務署の所管とされてゐたのであります。が、他方不動産登記の事務が登記所の所管でありましたために、不動産制度の見地から考えますならば、いたずらに手續を煩雜にし、事務処理の円滑を欠くうらみがあつたのであります。今回地方税法の改正が行われようとしておりますが、これによりまして、地租及び家屋税は市町村がこれを徴収することといたしますとともに、その課税は、右の賃貸価格を基準とせず、毎年市町村において認定する土地家屋の価格を基準として行われることとなりますが、その結果をいたしまして、賃貸価格の登録を必要がなくなり、従つてまた税務署において台帳事務をつかさどる理由も消滅することとなるのであります。ここに於いて、土地台帳及び家屋台帳の

事務は、これと最も関係の深い不動産登記の事務をつかさどる登記所に移管し、あわせて土地台帳及び家屋台帳の事務と不動産登記の事務との間に、ある程度の手続上の簡易化をはかりますとともに、従来通り市町村に土地台帳、家屋台帳の副本を備え、市町村の課税上支障を生じないように相互の連絡をはかることとしたのであります。以上申し述べました趣旨によりまして、土地台帳法、家屋台帳法、不動産登記法その他関係法律の規定に所要の改正を加えるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案の重点を申し上げますと、まず、土地台帳法の改正におきましては、第一に、土地台帳の事務を登記所に移管いたします結果、登記所に土地台帳を備え、その登録の事務は、当該土地につき、登記の事務をつかさどる登記所がつかさどるものとしたしました。

第二に今後は土地台帳に賃貸価格を登録する必要がなくなりますので、土地の賃貸価格に関する規定は、全部廃止することとしたしました。なお市町村におきましては、土地台帳の副本に課税の基準となる土地の価格を記載することとなりますので、今後は土地台帳にも市町村長の通知により土地の価格を記載するものとしたしました。

第三に土地の異動に関する所有者の申告は、現在ではすべて市町村を経由してすることとなっておりますが、今後は、直接登記所に対してすることもできるものとしたしました。

第四に法令により登記名義人またはその相続人に代位して、不動産の表示の変更その他の前提登記を申請し、ま

たは嘱託することができるところでも、従来は、土地台帳法による申告を代位してすることができませんでした。たまため、種々手続上の不便を生じたので、今後は、これらの登記を申請し、または嘱託し得るものは、土地台帳法による申告者に代位してその申告をするのであります。また、土地台帳法による申告者が代位してその申告をすることができるといたしました。

第五に現在土地台帳の閲覧は許されないとされておりましたが、今後土地台帳が登記所に移管され、登記との関係が現在以上密接となり、その閲覧の必要を生じて参りますので、従来の謄本の交付の制度のほかに、新たに土地台帳の閲覧を認めることとしたしました。

第六に現行の土地台帳法は、申告、土地台帳の副本等に関する重要な事項を、その施行規則においてこれを規定していたしておりますが、これらの規定を整頓いたしまして、土地台帳法中に取入れることとしたしました。

第七に罰則につきまして、他の法律における罰則との均衡をはかるため必要な整備を行うこととしたしました。次に家屋台帳法の改正におきましては、土地台帳法の改正と同様の趣旨によりまして、第一に、登記所に家屋台帳を備え、その登録の事務は、当該家屋につき登記の事務をつかさどる登記所がつかさどるものとし、第二に、家屋の賃貸価格に関する規定を廃止するとともに、家屋台帳には市町村長が通知した家屋の価格を記載するものとし、第三に家屋台帳法施行規則中重要な規定を家屋台帳法中に取入れることとしたしました。また、家屋に関する申告、家屋台帳の閲覧、罰則の整備につ

きまして、土地台帳法とは同様の改正を加えることとしたしました。さらに不動産登記法の改正におきましては、第一に現在登記所が土地の所有権、質権もしくは地上権または家屋の所有権の得喪変更等に関する事項の登記をいたしました場合には、これを税務署に通知して、税務署はこれに基づいて土地台帳または家屋台帳の登録を修正することとなっておりますが、今後はその必要がなくなりますので、その通知を廃止することとしたしました。

第二に現在不動産の所有権の保存の登記及び不動産の分割、合併その他表示変更の登記を申請する場合には、土地台帳または家屋台帳の謄本を添付することとなっておりますが、今後はその必要がなくなりますので、これらの謄本の添付を要しないものとしたしました。

第三に不動産または、登記名義人の表示が、登記簿と土地台帳または家屋台帳と符合しない場合は、その一致をはかるための措置として、当該不動産または登記名義人の表示の変更の登記により、まずこれを符合させた後、他の登記をすべきものとしたしました。

第四に登記申請の手続の簡易化をはかる意味におきまして、土地台帳法または家屋台帳法による申告をする場合に別に登記の登録料の納付がなければ、その申告のほかに、不動産の表示もしくは登記名義人の表示の変更の登記または所有権保存の登記の申請があるものとみなして、その登記をすることとしたしました。

なお第七国会におきまして、本法律案と同様の法律案を提案いたしました御審議を願いました結果、衆議院本会

議において可決され、参議院におきましても、法務委員会においては可決すべきものと議決されたのであります。が、地方税法案との関係がありますので、結局成立を見るに至らなかつたのであります。今回の法律案は、地方税法案に形式的に規定を合せるために、土地台帳法第三條その他二、三の規定を修正いたしておりますが、これは、すべて前回の法律案と同様であります。

以上申し上げましたのが、この法律案についての概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

○安部委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。御質疑がありませんか。――質疑がなければ……。

○梨木委員 これはこの前の国会に審議をされたいのでありますが、われわれはまだ受取つたばかりで、今提案理由の説明があつたばかりでありますから、この質疑については、もう少し続行してもらいたい。これを動議として提出いたします。

○安部委員長 続行するという動議ですか。

○梨木委員 そうです。きようはこれで打切つて……。

○安部委員長 それでは質疑はこれで打ち切ります。

規定を適用する地区を定める法律案
○安部委員長 次に罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

災 害	地 区
昭和二十五年五月十三日長野県西筑摩郡上松町におこつた火災	長野県西筑摩郡上松町
昭和二十五年六月一日秋田県北秋田郡鷹巣町におこつた火災	秋田県北秋田郡鷹巣町

この法律は、公布の日から施行する。
○高木政府委員 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の提案理由を御説明申し上げます。

罹災都市借地借家臨時処理法は、あるいは罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは罹災地の借地権で今後存続させる意思がないと認められたものを消滅させる等の道を開き、借地借家関係を調整して戦争による罹災都市の急速なる復興をはかることを目的として制定されたのであります。その後同法の改正により第二十五條の二の規定が追加せられた結果、五條の二の場合のみならず、別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災

害の場合にも、同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することとなつたのであります。そうして同法第二十七条第二項によりまして、その適用地区にまた災害に別して法律で定めることになつてゐるのであります。

よつて去る五月十三日長野県西筑摩郡上松町に発生いたしました火災及び去る六月一日秋田県北秋田郡鷹巣町に発生いたしました火災につきまして、それら火災の県及び町の意向をも参酌しまして、その被害状況等を調査検討いたしましたところ、右災害につき、同地区にも罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用することといたしますのが、同町の借地借家関係を調整し、もつてすみやかに同町を復興させるゆゑんと考えられますので、ここに本法草案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いいたします次第であります。

○安部委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。御質疑がありませんか。

○安部委員長 御質疑がなければ、次に人権擁護に関する件を議題といたします。これは去る十二日の夕刊中部日本に報道された大阪地方裁判所に関する事件でありますが、なおこの件につきまして押谷委員より発言の通告がありますので、これを許します。

○押谷委員 まだ最高裁判所の事務総長がお見えになつておりませんが、ちよつと待つてはいかがでしょうか。

○安部委員長 それでは最高裁判所の方より事務総長が来るまでしばらく待つことにいたします。

つことにいたします。

○安部委員長 この際お諮りいたします。今日の日程を追加いたしましたので、小委員会設置に関する件を議題としたいと思ふのでありますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認めて、さう決します。さきに承認を得ました国政調査事件のうち、早急な法制化の望まれる鉄道犯罪に関する件、土地家屋調査士に関する件及び臨時法に関する件について、それぞれ小委員会を設けて、その調査及び法案の起草に当たりたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○安部委員長 御異議なければ鉄道犯罪に関する小委員会、土地家屋調査士に関する小委員会及び臨時法に関する小委員会を設置することに決します。次に小委員選任の件についてお諮りいたします。小委員選任の件は、選挙の手續を省略いたしましたして、委員長において御指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認めまして、それでは鉄道犯罪に関する小委員として

田嶋 好文君 花村 四郎君
佐瀬 昌三君 大西 正男君
猪俣 浩三君 梨木 作次郎君
世耕 弘一君 安部 俊吾君
以上八名を指名いたします。

土地家屋調査士に関する小委員として
押谷 富三君 角田 幸吉君

北川 定務君 佐瀬 昌三君
田嶋 好文君 山口 好一君
大西 正男君 中村 又一君
猪俣 浩三君 梨木 作次郎君
世耕 弘一君 安部 俊吾君
の十二名であります。

○安部委員長 小委員選任の件についてお諮りいたします。選挙の手續を省略して、委員長において御指名あらんことを望みます。

○安部委員長 ただいまの牧野寛素君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認めまして、委員長より御指名申し上げます。鉄道犯罪に関する小委員会小委員長佐瀬昌三君、土地家屋調査士に関する小委員会小委員長田嶋好文君、臨時法に関する小委員会小委員長北川定務君を御推薦いたします。

○安部委員長 それではただいま最高裁判所事務総長がお見えになりましたから、押谷富三君から発言があります。

○押谷委員 お尋ねしますのは、七月十二日の中部日本新聞に掲載されておりました人権擁護問題について、最高裁判所事務総長並びに法務次官にお尋ね

ないたいと存じます。

事件の概要は、去る六月二十六日関西線八尾駅において松本三智男と称する男が、暴漢に襲われて暴行傷害を受けたのでありますが、これにつき八尾市警察署において、同市の韓止夫と称する二十七才の青年を容疑者としてらみ、翌二十七日午前三時ごろ同人の自宅でこれを緊急逮捕して、引続き勾留したのであります。この事件につき、勾留状は六月二十九日大阪地方裁判所判事によつて出されておりますが、か

んじんの逮捕令状は、警察が請求することを忘れていたため出されておられません。ところがこの逮捕令状がないことを、逮捕から九日を経過した本月六日に至つて初めて発見して、周章狼狽した警察官は、裁判所書記官補とせしめて、六月二十九日付の逮捕令状を作成して、裁判官の署名捺印を求め、判事もまた迂闊千万にもこれに署名捺印したという事件であります。申すまでもなく憲法三十三条により、何人も、現行犯以外は逮捕令状によらねば逮捕されないことは、もちろんであります。

また緊急逮捕の場合も、逮捕後ただちに逮捕令状を請求して、もし令状が発せられないときは、即時被疑者を釈放しなければならぬことは、刑事訴訟法第二百十條に明記されてゐるところであります。しかるに逮捕令状のないまま九日間も被疑者を勾留したことは、人権蹂躪もはなはだしきものと云わばなりません。この点について、さきに最高裁判所に事実の調査を求めおきましたが、調査ができておりますれば、その結果と、これに対するお考えを承りたい。

○安部委員長 この際お諮りいたします。ただいまの押谷委員の発言に関する最高裁判所より発言を求めておりますが、これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認め、発言を許します。五鬼上最高裁判所事務総長。

○五鬼上説明員 お尋ねの案件につきましては、目下最高裁判所の方で大阪地方裁判所に照会して、その事実を確かめつつあるのであります。ただ新聞の記事だけでは、どういふ経過で勾留状が発せられたかよくわからぬので、なおその照会したのに対して、まだ今まで回答がありませんので、いづれ回答があり次第詳細に御答弁申し上げます。緊急速捕に関する手續は、仰せられるような手續が定められてありますが、それがもしお尋ねのような事実であつたならば、どういふようないきさつでそういうことになつたのか、どの程度まで裁判所がそれに関知したかは、十分調査して、明確な御答弁を申し上げたいと存じます。ただいまのところでは、私の方に資料が参つておりませんので、はなはだ遺憾でありますけれども、資料が参り次第お答えいたしますことにしたいと思います。

○押谷委員 この事件について私の聞いたところでは、判事が逮捕状を出す際に、警察官あるいはその他の人から、逮捕状を落したとか、なくしたとか言つて、偽つて署名捺印を求めたといふことではあります。一体裁判官の事務取扱上、逮捕令状の再発行というやうなことが事実許されてゐるかどうか

を一応お伺いしたいと思います。

○五鬼上説明員 逮捕令状の効力がなくなつたとか、あるいは実際に失われおるような場合には、再び逮捕令状を出しておると思われま。

○押谷委員 この事件のように期日が一定の日を過ぎましてから、逮捕後九日も経過してから、日にちをさかのぼらせて出すというような取扱があるものでしょうか。

○五鬼上説明員 かような事実は今までないと思ひます。

○押谷委員 判事が勾留状を出す場合におきまして、当該被疑者に逮捕令状が出されておるかどうかというふうなことをまず調べてから勾留状を出すのが、妥当ではないかと思ひますが、

○五鬼上説明員 普通の手続といいたしましては、逮捕令状が出されておるかどうかという点と、その点を伺ひたい。

○押谷委員 新憲法の精神からいいますれば、逮捕令状の請求があつた場合におきまして、裁判官は一応内容を調査して、その請求を拒否すべき場合があるけれども、その請求を拒否するのではありません。今日の実情はほとんど盲判で例外なく出されておると思ひますが、もしそうであれば、憲法の精神も制度のねらいも、まったく蹂躪されておると思ひます。それでは、この関係をお尋ねしたいと思ひます。

○五鬼上説明員 新刑訴のもとにおきて

る逮捕状、勾留の制度につきましては、立法自体に検討を要するものがあるものであります。ただいま仰せられたように、令状を発する裁判官に必要な審査権を与えるかどうかという点は、これは明文がございせんので、かような明文をもつて与えなければならぬといふような意見もあるものであります。

目下最高裁判所の方においては、その手続については研究中であります。なお逮捕状の却下の割合については、今詳しい数字は持つておりませんが、新刑訴の公布当時と比較して、最近においては却下の率が相当増加しているといふことは申し上げられると思ひます。

○押谷委員 その却下はやはり内容を調査した上での却下ですか。

○五鬼上説明員 その点は今少し資料を調べないと、どういふ点でどう却下したのか、ただ率が多少増しつゝあるといふことだけであります。どういふ理由で却下したか、たくさんあるだらうと思ひますので……

○押谷委員 これは今日でなくてもいいわけですが、最近における逮捕令状の請求があつた数と、却下された数との統計がもしありますれば、お示しを願ひたいと存じます。それからこれに関連して法務政務次官にお尋ねしたいと存じますのであります。最近緊急逮捕の濫用は、まづた目にも余るものがあると存じます。この濫用はまさに枚挙にいとまのない程度に達しておるのであります。今日にして何らかの手を打つにあらざるは、たいへんな事態になるのではないかと存じます。これは、これによつて人権が蹂躪されておることは、

まことにおびただしいのであります。新刑訴訴訟法でも改正して、緊急逮捕の制度をやめなければならぬ事態に立ち至るのではないかと、私も考へておるのであります。法務次官におかれてはどうお考えになつておられるか、この点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 政務次官にかわりました。私からお答えをいたしたいと思ひますが、緊急逮捕の濫用といふことにつきましては、一般の逮捕あるいは現行犯による逮捕と同様に、いやくも濫用するべからざることは、お説の通りと考へるものであります。緊急逮捕にいたした場合は、ただちに裁判官に逮捕状の請求をいたしまして、もし認められなければ、ただちに釈放しなければならぬことに相なつておるのであります。私どもといたしましては、現在の段階において、さういふ緊急逮捕が濫用されておるというふうには承知いたしておるやうに、しかしさういふことのないやうに今後とも十分注意いたすつもりであります。

○押谷委員 これは後日具体的な例を示しまして、この緊急逮捕の濫用による人権蹂躪のことは、重ねてお尋ねをする機会があると存じますが、最近犯罪の捜査検挙にあたつて、逮捕令状がむやみやたらに濫用されておる傾向があることと存じます。これは私が関係いたしました選挙違反の事件であります。一つ、この事件で二十数名に逮捕状が出されて、さうしてそれが起訴されたのは、ただ一人というやうな事例もありません。また先般の参議院の選挙の後におきまして、選挙違反関係でず

いふ逮捕令状が濫発されているやうであります。逮捕される本人にとりましては、きわめて重大な問題であるにもかかわらず、検察当局あるいは警察官は、きわめてむづろさに、日常茶飯事のごとくこれを取扱つておられます。これは、まことに遺憾しく存じます。そこで最近における逮捕令状が出された数と、これに対して起訴された数と、不起訴になつた数との統計があればお示しを願ひたいと存じます。この点についての御意見を承りたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 具体的に逮捕状の濫発ではないかといふやうな事案につきましては個々に注意して調査をいたします。

なにおただいまの御要求の逮捕令状が出た数と、それに照応する起訴、不起訴の数といふもの、後に資料として提出いたしたいと考へております。

○押谷委員 なお今日までの多くの場合におきまして、逮捕令状が出された場合は、ただちにそのことが新聞に報道されるのであります。特にそれが有名人の場合におきましては、逮捕令状はもちろん、単なる石炭の場合でも、ほとんど例外なく新聞に載ることになつております。本人にとりましては、これくらい迷惑しなくてはならないのであります。後日疑いが晴れまして、一々世間に弁明して歩くわけにも行きません。これによつて毀損された名誉はなかなか回復困難であります。

従つて逮捕令状を取扱ふすべての係官は、慎重の上にも慎重を期しまして、その秘密を厳守することが、犯罪捜査の上からも、また本人の名誉を尊重する上からも、絶対必要だと思ひるのであ

ります。が、事実はこれに反して取扱う係官から、これを漏らされておるやうな実情にあると考へられるのであります。さういふやうな点について、今何とか適当な手を打つにあらざるは、これは非常な迷惑を受けている人が多いと思ひます。この点一つお伺ひしたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 刑事事件の被疑者となつたといふやうな段階で、非常にきつ／＼しく新聞に扱われて迷惑をこうむるやうなことは、まああることと存じます。さういふことはきわめて遺憾であるといふやうに考へております。検察庁としましては、さういふ点につきまして、絶対にさういふことを漏らさないといふやうに取扱つておるのであります。が、何分捜査活動は大勢の人でいろ／＼な動きをいたすものでありますから、一方新聞社の取材活動も非常に熾烈でございまして、不本意ながらさういふことが出るやうなことがございまして、警

察として十分注意を払つておるはずでございます。これは新聞の方の關係もございまして、できるだけ關係者の自衛によりまして、是正いたしたい問題であるといふやうに考へます。

○押谷委員 今の新聞に漏らす問題であります。これは私の知つておる範囲では、ほとんど例外なく実は漏れておるのであります。はなはだしき逮捕令状が出たことが新聞に書かれて、それから数時間後あるいはその翌日に逮捕に来るといふやうなことが多

いのであります。これは何人かが漏らさなければ、逮捕令状が出たといふやうなことはなかなか／＼わからない事態にあると思ひます。特に本人の

七

名譽のために、また捜査の完璧を期するために、この点を将来とも御注意を願いたいと存じます。

○鑑治委員 ちよつと関連して——今五鬼上事務局長の答弁の中でちよつと重大なことがあると思ひますから、お伺ひいたします。逮捕状を判事が発せられるとき、事実を調べてやるかどうか、条文にないからというお話でありましたが、われ／＼はいやしくも裁判官が出します令状は裁判の結果だ、裁判であるならば事実を調べ、これに証拠がなくては決定ができないものと考へております。これは新刑事訴訟法だけではありません。旧刑事訴訟法の時代でも、われ／＼はやかましく言つた。十日の強制処分に対しては、判事には審査権がないなどという説をしておつた人がありますが、いやしくも判事が裁判をする上において、審査をしないので裁判できるわけはないと思うのです。この点はいかがお答えでしょうか。

○五鬼上説明員 私が先ほど申し上げましたのは、少し言葉が足らなかつたのだと思ひますが、事実を申し上げておるのではなく、結局裁判官に逮捕状を発付する必要性の審査権があるかないかというところは、相当意見がまちまちのようにわれ／＼は考へております。この点について明文をもつてはつきり審査権があるんだということを定めたらいじやないかというような説もあるというのを申し上げたのであります。事実も全然調査しないで発付するということはないのであります。

○鑑治委員 これは世上往々聞くことですが、ことに選挙違反などになると、裁判所から令状の判を押してもらつたものを何枚か預かつておいて必要のあるときに警察官が書き入れて出すというのを聞くのですが、さような事実はありませんか。まずそれから伺ひたい。

○五鬼上説明員 裁判所としては、さような事実は承つておりません。白紙の令状を先に渡しておるというふうなことは、われ／＼のところではそういう事実があるというところはございません。

○鑑治委員 検察庁の方では、そういうことはあまりないと思ひます。これは警察です。われ／＼でも、りつぱな人を何もそんな逮捕状を持つて行かぬでも、出て来いと言へば来るんだし、そんなことをやらなくてもいいじやないかと言ひますが、近ごろは逮捕状を出さなければ出て来ない人があるから、いやでも出て来るために逮捕状を出さんならぬ。こういうことで今御答ひの言われたような大きな被害が生じておると思うのですが、要否にかかわらず警察官が逮捕状を持つて行くうちに、検察庁において指導しておられるかどうか、この点を検察当局から承つておきたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 白紙の令状を受取つておつて、これを捜査の用に使うというふうなことは、絶対にしないというふうな指導はしております。

○鑑治委員 それはもちろんのことでありますが、それだけでなく要否にかかわらず、何でもかんでも調べるときは逮捕状を持つて行つて調べる方が便利だ、こういう指導をしておられますか。

○高橋(一)政府委員 御質問の趣旨を十分了解しませんが失礼いたしました。捜査の際には何でも逮捕した方が便利だというふうな指導は、絶対いたしておりません。

○鑑治委員 以上の点から、最高裁判所並びに検察当局にお願いいたしますことは、いやしくも逮捕状を出される以上は、逮捕の要否を確かめられた上、裁判をした上でなかつたら出さぬという指導をしてもいいと思ひます。また、なおまた検察当局においても、逮捕するにあつたれば取調べができぬという重大なる必要性を認めない限りは、これを使用せぬというふうな指導をしてもいいと思ひます。異議がなければ御返事はいいませんが、もしあるならば御返事を願ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 全然異議はございません。なお先ほど問題になりました大阪の事件につきまして、法務府といたしましては、大阪地方検察庁に照会して、一応の調べの結果が参つておりますから、それをこの際御報告したいと思ひるのであります。

現在関係の警察と裁判所のそれぞれ職員につきまして、捜査をいたした段階であります。問題の韓正夫は強姦傷人罪の嫌疑によつて、六月二十八日の午前三時半ごろ同人の自宅で緊急逮捕したのであります。即日逮捕状の請求をすれば万全だったのでござい

ますが、たゞ／＼同署ではそれから数時間前に、管内で発生しました賭博の現行犯の犯人を十八名逮捕しております。その取調べに忙殺されたために韓の逮捕状の請求は、翌日の二十九日に延びたのであります。それで二十九日の午後五時ごろ、大阪地方裁判所において勾留状と同時に逮捕状の請求をいたしました。逮捕状と勾留状との発付を受けまして、身柄を同署で拘束

の上、引続き捜査を繼續して七月六日身柄とともに一件記録を検察庁に送つたのであります。その際に逮捕状が紛失してあることを発見した同署の職員が、裁判所の緊急処分係という係があるやうであります。そこにこの話をして、さきに逮捕状を發した裁判官に対して逮捕状紛失の願末を申告して、その再發行を受けたのであります。

ところがさきに紛失した逮捕状がその後間もなく同署において発見されたので、一件記録にはこちらの逮捕状を添付して送り、再發行された逮捕状はそのまま地方裁判所へ返却したものである、こういうことであります。かような場合におきまして、逮捕状の再發行といふことは不穩當でありまして、逮捕状が出たといふことを証明するための何か紛失始末書のようなものをつくらせて、これに裁判所の方の証明でもいただくといふふうにもすれば、一番よかつたのではないかと思ひますが、そのやうな手続をしてないで、再發行という形式をとつたのは、若干不穩當であると思ひますけれども、実態はただいまのような事情でありまして、深くとがむべきものはないのではないかとこのように見受けられるのであります。

なおこの被疑者の事件がどうなつたかと申しますと、最初強姦傷人の嫌疑でありましたけれども、検察庁において事案検討の結果、七月の十三日に恐喝罪で令状切りかえの上切りかえと申しますのは、それまで強姦傷人の勾留状になつておつたやうであります。それを恐喝罪として身柄付のまま大阪地方裁判所に公判を請求してあるやうであります。従ひまして先ほどの御疑

問にもありましたやうに、起訴もできないやうな事件を、このやうな乱暴な手続で勾留したといふやうな実態でもないやうであります。なお捜査を續けておるやうでありますけれども、もし特段のことがなければ、これをもつて私の方の御報告にかえて、かわりがありません。またこちらで御報告いたしたいというふうに考へております。

○梨木委員 検務局長と最高裁判所の事務局長に伺ひたいのですが、この逮捕状のことではありますが、最近職業安定所におきまして、あふれがたくなつて出る。そこで仕事をもらいたいといふやうな陳情が行われておるのでありますが、これに對しまして、具体的な例を申しますならば、渋谷職業安定所のことでありますが、そこでは警察官が参りまして、おれは逮捕状を持つておるのだと言つて、いつでも逮捕するぞといつておどかしておるのであります。で聞きますと、いつでも逮捕できるのだ、名前を書かない逮捕状を持つておるのだ、こういうやうなことを言つておどかしておるのであります。そこでまず検務局長に伺ひたいのは、一体検察庁では今の質問にもあります

が、右前を言かない逮捕状を出して、こういう大衆行動の場合に逮捕するのに便宜のやうに、名前を空白にしたままの逮捕状の請求をされておるのかどうか。そういう指導をしておるのかどうか。事実そういうやうな名前を書かない逮捕状を持つて、そのやうな言動を警官が行つておるのでありますから、この点についての指導の方針並びに具體的に——これは渋谷職業安定所のことであります。渋谷のその所の轄の警察官が、そういう行動を行つて

おるかどうかを調査して報告してもらいたい。これがまず検務局長に伺いたい点であります。

○高橋(一)政府委員 ただいまのような事実につきましては、私どもは全然聞いておりませんし、またそのような場合はおおむね現行犯逮捕をするのが普通ではないか。つまり職業安定所で最近行われましたことは、公務執行妨害でありますとか、暴力行為というように多いのであります。その場で必ずしも現行犯逮捕ができるのであります。特に令状がないのに令状を持っておるといふような指導をするわけがないというふうに考えられるのであります。また白紙の令状を持つておるといつたようなことは、事実あり得ないことと考えておるのであります。

○梨木委員 それは、まことに実情を知らない御答弁なのであります。実際、暴行とか公務執行妨害で——それはなるほどそういう事実があるなら現行犯として逮捕できます。ところが、今私が質問した事実というのは、何もやつておらない。ちやんとすわつていなければならない。そういう者を逮捕しようとする場合に、それをおどかしやつておる。だからそこが問題なのであります。事実、公務執行妨害も暴行も何も加えておらないのに、単にそれをおどかすために、逮捕状を持つておるぞと言つておどかしておるのであります。こういう事実なのであります。これは検務局長においても、もつと職業安定所の実情をよく見て、そして御答弁を願いたい、こういうふうに思うのであります。

それから、これは先ほども最高裁判所の事務総長の御答弁もありましたので、繰返して申しませんが、名前を書かない逮捕状というものを事実出したことが全国的にあるかどうか、そういう違法な逮捕状は出さないように、厳重にやつてもらいたいと思うのであります。その点についての御所見を伺いたいと思ひます。

○五鬼上説議員 先ほども御答弁申し上げましたように、白紙の逮捕状を出したという例は、われ／＼一つも見ておりません。またさうなことはないと信じております。

○梨木委員 それから検務局長に伺いたいのであります。反戦的な行動をしたために、検挙並びに起訴されたという事実がどれくらいあるか。その統計並びにその内容を伺いたいのであります。

○高橋(一)政府委員 反戦的な行動と申しますと、非常に内容が確定できないので、統計的にもこれはつかみにくいと思うのでございます。どのようなふうにかへたらよろしいか。

○梨木委員 具体的には、反戦的なビラをまくとか、あるいは反戦的な演説をするとか、あるいは反戦的な新聞を発行するとか、大体こういうことである。そういうことで検挙並びに起訴された件数とか、これを伺いたい。

○高橋(一)政府委員 ただいまのような事案は全国各地で行われておりますので、統計が必ずしも正確であるとは言えませんが、一応七月十日ごろにとりまとめた事案といたしましては、例の五月三十日の事件に関する質問書の内容とする昭和二十一年勅令三百十一号違反で検挙された者が七十七人

くらいあります。それからその他の反戦ビラなどにつきましては四十三人あります。合計いたしますと百二十名、こういうことになります。

○梨木委員 その反戦ビラの内容、これは戦争を放棄し、武装を放棄した日本の憲法の趣旨から申しまして、戦争に反対するといふことがなぜ犯罪的な行為と目せられるのか、きわめてこれは重大なことなのであります。どういふ点が犯罪の客観になつてゐるのか。これは今後の日本の人民が戦争に巻き込まれないために、平和を守るための運動を展開して行く上において、人民の行動の基準になるものでありますから、これをお示しを願いたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 五月三十日の事件に関する質問書にいわゆる質問書と申しますのは、梨木さんによく御存じだと思つておりますが、これは勅令三百十一号によりまして、一九四五年終戦の年の九月十日の出版及び言論の自由に関する覚書という指令がござります。それに、論議し得る事項は、占領軍の公表せられざる軍事的活動、占領軍に対する虚偽または破壊的な批判及び風説ということになつておりますが、この虚偽または破壊的な批判というところで検挙、訴追されてゐるのであります。それからその他の反戦ビラ等につきましては、内容を今日具体的に記憶しておりませんけれども、やはり今申し上げました虚偽または破壊的な批判ということに該当するといふことで検挙、処罰されてゐるのであります。従いまして、非常に健全なる政党がまじめに政策を論議するといふような場合の言論といふものには、触れていないのであ

りまして、要するに一連の、事態を混乱と破壊に導いて行こうといふような組織的な意図から来るところの言論が、対象になつてゐるのであります。

○梨木委員 反戦ビラで四十三人が検挙されたといふのであります。これは違反をしてゐるといふ法規は、どれに該当してゐるのかといふことが一つ。それから今御答弁のありました破壊的な批評だとか、こういうことなのではあります。この四十三人の質問書の事件の点はわかりませんが、しかし四十三人の反戦ビラの問題で検挙されたといふことの内容は、非常に重大であります。この四十三人が検挙、起訴されたのならば、その内容を具体的に一つ／＼資料を御提供願ひたいと思ひます。これが一つ。具体的に伺ひますが、戦争に反対だといふこと、並びに武器の輸送に反対、それから南朝鮮向けの武器輸送反対、こういうこと、南朝鮮から手を引け、こういうようなことは、私は日本を戦争に巻き込まれないように平和を守る一つの運動であると思ひますが、この程度のことを一体検察庁は取締つておるのかどうか、これをお伺ひいたします。

○高橋(一)政府委員 ただいまお尋ねの法律上の根拠であります。昭和二十一年勅令第三百十一号といふのがござります。これは聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する件といふ勅令であります。それにこういうことが規定してあります。「占領目的に有害な行為をした者は、これを十年以下の懲役若しくは七万五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」といふのが第四条にありまして、第一条の第三項に「この勅令に

おいて、占領目的に有害な行為といふのは、聯合國最高司令官の日本帝國政府に対する指令の趣旨に反する行為、」云々を言うのであるといふ規定がござります。従いまして根拠となるべき指令の存在を必要とするものであります。これは先ほども申しましたように、今回の質問書その他の事件におきましては、一九四五年九月十日の言論及び出版の自由に関する件というメモランダム、これがいわゆる聯合國最高司令官の日本政府に対する指令でござりますが、これに違反するものであります。従つてこの勅令の第四条で処罰される、こういうことでもあります。ほかにも言論関係では、たとえば一九四五年の九月十六日だつたと思ひますけれども、いわゆるプレス・コードと称せられる指令がござりまして、やはり言論関係が中正公平であるべきこと、真実であるべきことを規定してあるのであります。

次は、たとえば武器輸送反対といふようなスローガンはどうなるかといふお尋ねではないかと思ひます。これが、これらは具体的にそのときの事情環境といつたものを総合的に判断すべき問題であると考えてゐるのであります。従つて単なるそういうスローガンであるから、このような指令違反にはならないといふふうに判断することはできないのではないかと。たとえば現に占領政策の一環として武器の積出しが行われております地域におきまして、武器輸送反対といふようなスローガンを大に宣伝する、そのことがひいて現実のような事態におきましては、やはり問題となるのではないかと。いふふうに考

る、この四十三人が検挙、起訴されたのならば、その内容を具体的に一つ／＼資料を御提供願ひたいと思ひます。これが一つ。具体的に伺ひますが、戦争に反対だといふこと、並びに武器の輸送に反対、それから南朝鮮向けの武器輸送反対、こういうこと、南朝鮮から手を引け、こういうようなことは、私は日本を戦争に巻き込まれないように平和を守る一つの運動であると思ひますが、この程度のことを一体検察庁は取締つておるのかどうか、これをお伺ひいたします。

○高橋(一)政府委員 ただいまお尋ねの法律上の根拠であります。昭和二十一年勅令第三百十一号といふのがござります。これは聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する件といふ勅令であります。それにこういうことが規定してあります。「占領目的に有害な行為をした者は、これを十年以下の懲役若しくは七万五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」といふのが第四条にありまして、第一条の第三項に「この勅令に

おいて、占領目的に有害な行為といふのは、聯合國最高司令官の日本帝國政府に対する指令の趣旨に反する行為、」云々を言うのであるといふ規定がござります。従いまして根拠となるべき指令の存在を必要とするものであります。これは先ほども申しましたように、今回の質問書その他の事件におきましては、一九四五年九月十日の言論及び出版の自由に関する件というメモランダム、これがいわゆる聯合國最高司令官の日本政府に対する指令でござりますが、これに違反するものであります。従つてこの勅令の第四条で処罰される、こういうことでもあります。ほかにも言論関係では、たとえば一九四五年の九月十六日だつたと思ひますけれども、いわゆるプレス・コードと称せられる指令がござりまして、やはり言論関係が中正公平であるべきこと、真実であるべきことを規定してあるのであります。

次は、たとえば武器輸送反対といふようなスローガンはどうなるかといふお尋ねではないかと思ひます。これが、これらは具体的にそのときの事情環境といつたものを総合的に判断すべき問題であると考えてゐるのであります。従つて単なるそういうスローガンであるから、このような指令違反にはならないといふふうに判断することはできないのではないかと。たとえば現に占領政策の一環として武器の積出しが行われております地域におきまして、武器輸送反対といふようなスローガンを大に宣伝する、そのことがひいて現実のような事態におきましては、やはり問題となるのではないかと。いふふうに考

る、この四十三人が検挙、起訴されたのならば、その内容を具体的に一つ／＼資料を御提供願ひたいと思ひます。これが一つ。具体的に伺ひますが、戦争に反対だといふこと、並びに武器の輸送に反対、それから南朝鮮向けの武器輸送反対、こういうこと、南朝鮮から手を引け、こういうようなことは、私は日本を戦争に巻き込まれないように平和を守る一つの運動であると思ひますが、この程度のことを一体検察庁は取締つておるのかどうか、これをお伺ひいたします。

○高橋(一)政府委員 ただいまお尋ねの法律上の根拠であります。昭和二十一年勅令第三百十一号といふのがござります。これは聯合國占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する件といふ勅令であります。それにこういうことが規定してあります。「占領目的に有害な行為をした者は、これを十年以下の懲役若しくは七万五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」といふのが第四条にありまして、第一条の第三項に「この勅令に

えられるのであります。一概にはどうも申し上げられないのであります。

○梨木委員 今の御答弁の中で、占領政策の一環として武器輸送が行われるというところは私には了解できないのであります。われ／＼の了解しておるところでは、日本を占領し管理して日本の武装を撤廃し、日本を平和的な国家にするために、これを助長し援助するために、占領政策というものが行われているものと私は考えておる。ところがあなたの御答弁では、占領政策の一環として武器の輸送が日本人に指令されるというところは、私は了解できないのであります。そういうことがあり得るのでありますでしょうか。

○高橋(一)政府委員 表現の問題は別といたしまして、この問題は本会議等ですでに種々論議が尽されておるところでございます。私もここで答弁するに値しない問題であると考えてるのであります。

○梨木委員 御答弁ができないとおつしやれば、それまでですから、いずれまた法務総裁に伺いますが、しかし実際日本警察の総元締めであられる検務長官から、われ／＼はあなたの言明や取締り方針を伺いまして、それによつて行動の一つのめどをつけなければならぬのであります。でありますから、この点については具体的に戦争反対、軍事基地化反対というようなビラをまいたり演説をするというところは、これは私は占領政策に有害なる行為中のどこに該当するかわからない。あなたは今武器輸送反対だけの問題について御答弁がありました。戦争反対、軍事基地化反対、平和を守れ、平和投票をやれ

というふうなことは、これはどうなるのでありますでしょうか、これをひとつ具体的に伺いたい。

○高橋(一)政府委員 先ほどから申し上げております通り、いろ／＼な仮説の例を掲げて、ここでそれを具体的に論議することは不適当であると考えてるのであります。たとえば平和投票につきましても、別の例をとりますと、選挙違反になるかどうかというふうな問題で、平和投票は選挙違反になるかならぬかというふうなことは、抽象的には必ずしもきまぬ問題で、実際ありました選挙の当日に、特に一定の事情のもとに平和投票を行うというふうなことは、ひいては特定の候補者のための選挙運動というふうにも認められる。従つていわゆる当日運動というふうなものに該当するということも考えられるのであります。抽象的にここでその間の限界を申し上げることはできないのであります。

○梨木委員 私は非常に大事なことを聞いているのであります。実際今一般国民の間には、どういふふうな不安と恐怖状態があるかと申しますと、戦争に反対だというビラをまわすと、すぐとつかまると、平和投票をやれというところもつかまると、そういうこともできないというふうな不安が事実あるのです。だから私は仮説の問題ではなくて、具体的に戦争反対、軍事基地化反対、平和投票——今選挙も何もないのであるから、平和投票の署名を求めるといふようなことは、これは取締つておるのかないのか、これだけ伺いたい。これは非常に大事なことでありますから、明確な御答弁をいただきたい。

○安部委員長 梨木君に御注意を申し上げますが、ただいまの問題は大阪地方裁判所の逮捕状に関する質疑でありまして、その問題の範囲内におとどめを願いたいと思ひます。大分広汎にわたつたようでありますから、質疑はこの程度において……

○梨木委員 これだけ御答弁を願いたい。これでおしまひです。

○高橋(一)政府委員 平和投票が違反になるかどうかというお尋ねでありますけれども、それをどういふ意図でお聞きになりますのか、平和投票ということとどこでどういふふうな場合に実行されるのであるか、われ／＼には実はわかりませんので、そういう具体的に解決すべき問題をここで抽象的に申し上げることはできないのであります。

○梨木委員 それでははつきり申し上げます。今私がここで平和投票の御署名をお願いいたしますと歩くこととさへ——まさかここでやつては取締らないだろうが、下部へ行きますと取締つておるのです。でありますからこれはもつとも抽象的ではない。私具体的に申しておるのでありますから……

○高橋(一)政府委員 ただいまのお話でも具体的に判断すべき場合ではなく、これは何もこの種の事案ではなくて、具体的に判断すべき問題につきましては、あらかじめ申し上げることができない場合があります。ただ私も考えております一つの限界について、これを言い表わす適當な言葉がもしあれば、お話ししておいた方がよろしいのであります。一つは責任ある言論というふうなことも考えておるのであります。ただこの意味を具体的に明

確にすることは、非常に困難でありますけれども、何らかの御参考にもなるかと思ひまして、申し上げる次第であります。

○世耕委員 ちよつと関連して……今の御答弁によると、いろ／＼な判断ができるのですけれども、朝鮮問題の起る以前に私は武器輸送をしているのを目撃したことがあるのだが、ことさらに武器輸送に反対するという理由は私は成立たぬと思う。現在われ／＼は鉄道の沿線に住んでおりますけれども、武器輸送はすでに過去において何度もやつてゐる。だから取立ててそういう問題を扱うこと自体がおかしいのではないか。平和投票云々と、ことさらに取扱うところには疑義が生じてくるのではないか。また軍事基地のごときも、これも問題ですが、すでに軍事基地は至るところにつくつてゐる「ではないか、つくつてゐる」やつを向うがかつてに使用することを反対すること自体がおかしいではないか、こういうところが当局の扱いの微妙な動きがあるのではないかと思つてゐるのです。

○高橋(一)政府委員 その点もございします。

○高橋(二)政府委員 ちよつと私も関連質問したいのですが、最近反戦運動とか平和運動とかいうのは、言葉の上には非常にきれいなわけなのです。具体的に共産党の関係者などがやつてゐることは、はたして反戦運動であるか、平和運動であるかというところは問題だと思ふのですが、この質疑応答の場合に、政府当局の方でこの質問に巻き込まれてから、何の気なしに反戦ビラだとか、平和運動、平和署名だとかいふに無条件にその言葉を肯定された

ような形でお使いになるといふことは、誤解を招くことになりはしないかと思ふのですが、かつて鈴木茂三郎さんが本会議で言つておりましたが、東洋平和のためならというので、日本が侵略戦争をやつておつたと同じように、言葉も、梨木君の立場としては、反戦ビラとか平和運動とか署名とかいうことは、もつともな表現だと思ふけれども、答弁の方ではそれを無条件に肯定したような表現はちよつとどうかと思ふのです。この点について御感想を伺いたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 かなりそういうきらいがあるのであります。

○安部委員長 この際集会デモ禁止に関する件につきまして、梨木作次郎君より高橋検務局長に対し質疑の通告があります。日程を追加いたしました。これを許します。梨木作次郎君。

○梨木委員 六月の下旬だつたと思ひますが、集会デモが最初東京都一円に禁止されました。その後これが拡大されて、全国的に集会デモの禁止が行われたのであります。まずこの法的根拠、それからこの措置によつて東京都を初め全国的にどの程度の集会デモが禁止されたか、その統計があつたらお願いしたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 これは警察の方の措置でございますので、むしろ警察の方からお聞きを願つた方がよろしいのではないかと考えるのであります。

○梨木委員 しかしながらこれは警察のさらに上におつて、こういう一つの禁止措置が行われた。こういう禁止に違反したものに對して取締りをなさるのだらうと思ふのであります。そう

いう面からあなたの方は関係があると思ふのでありまして、この集会デモ禁止についての法的根拠というものは、あなたの方は研究されておるだろうと思ふのです。いよ／＼集会デモ禁止に違反してやつた場合に、これは一つの事件になるのだらうと思ふのです。事件になつた場合にあなたの方はどう扱われるか、そういう点において単に第一線の警察がこの問題を扱つておると

いうことだけでは、済まされなかつたと思ふのでありまして、あなたの方として集会デモ禁止の措置がとられた後において、これに違反したものをどういうぐあいに扱つておられるか、扱われるについてはあなたの法的の見解はどうなつておるか、これを明確にお示しを願ひたい。

○高橋(一)政府委員 それでは法律的な点についてお答えいたします。六月二日以降の東京都におきますところのデモ集会禁止の措置は、五月三十日の占領軍兵士に対しまする暴行事件を契機として、都内の不穏な情勢にかんがみて、総司令部当局者からの指示によりまして、特別の事態に対処する臨時の措置となされたものであります。また六月十六日の国警長官の同様の措置も、このような状態が全国的に波及するものと認められたところから、指示に基いていたしました措置であります。一般命令第一号第十二項に、連合国最高司令官その他連合国官憲の指示には、政府はこれに従うべき旨が定められております。このような占領軍当局者の有権的な指示を遂行することは、政府あるいは警察の責任であると思ひます。従つて、もしそれに対して、暴行または脅迫をもつて反抗

するときは、公務執行妨害罪の成立を見るのでございます。そのように考えております。

○梨木委員 そこで伺いたいのですありますが、その連合軍最高司令部から日本の政府機関のどこへそういう指令があつたのでございますか。指令と申しますか、指示と申しますか、その原文並びに翻訳をひとつ提供してもらいた

い。

○森橋(一)政府委員 ただいまのような点は警察の方でお確かめを願ひたい。警察の方では、自分の方の直接経験したことでありますから、お答えできる限りはお答えするだらうと思ひます。

○世耕委員 実はきよう私來がけに聞いたのですが、ソビエトからの引揚促進運動の会合の中止を命ぜられたというのを聞いておるのでありますが、こういうような場合に、暑いから、めんどくさいから、もうこの会合も中止してしまえというような、警察の便宜上から中止することもあり得ると想像するのです。集会デモ禁止の趣旨については、われ／＼了解できますが、つい身がつてな処置をとることが、往往にして行き過ぎの結果を生むと思ひますが、だれかこれについて間違ひのないような示唆を与える方法があるの

でございますか。

○高橋(一)政府委員 ただいまの御懸念の点は、各都道府県以下の公安委員会の権限として、これを行つておるはずでございます。従つて私どもには運用の実際は詳細にわかつておりません。

○安部委員長 今日はこの程度で散会したいと思います。次回の委員会には公報をもつてお知らせいたします。

昭和二十五年七月三十一日印刷

昭和二十五年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁